

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成29年3月16日(2017.3.16)

【公開番号】特開2016-193603(P2016-193603A)

【公開日】平成28年11月17日(2016.11.17)

【年通号数】公開・登録公報2016-064

【出願番号】特願2016-72311(P2016-72311)

【国際特許分類】

B 3 2 B	7/02	(2006.01)
C 0 9 J	133/00	(2006.01)
C 0 9 J	11/06	(2006.01)
B 3 2 B	27/00	(2006.01)
B 3 2 B	27/30	(2006.01)
G 0 2 B	5/30	(2006.01)
G 0 2 F	1/1335	(2006.01)
C 0 9 J	133/06	(2006.01)

【F I】

B 3 2 B	7/02	1 0 3
C 0 9 J	133/00	
C 0 9 J	11/06	
B 3 2 B	7/02	1 0 4
B 3 2 B	27/00	D
B 3 2 B	27/30	A
G 0 2 B	5/30	
G 0 2 F	1/1335	5 1 0
C 0 9 J	133/06	

【手続補正書】

【提出日】平成29年2月9日(2017.2.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

光学フィルムと、粘着剤層と、金属層とをこの順に含み、

前記金属層は、金属配線層であり、

前記粘着剤層は、(メタ)アクリル系樹脂(A)、架橋剤、シラン化合物(C)、及び下記式(I)：

$M^+ X^-$  (I)

(式(I)中、 $M^+$ は無機カチオンを表し、 $X^-$ はフッ素原子含有アニオンを表す。)で表されるイオン性化合物(D)を含む粘着剤組成物から構成される光学積層体。

【請求項2】

前記粘着剤組成物は、前記(メタ)アクリル系樹脂(A)100重量部に対して、前記架橋剤を0.01~2.5重量部、前記シラン化合物(C)を0.01~10重量部、及び前記イオン性化合物(D)を0.2~8重量部含有する、請求項1に記載の光学積層体。

。

【請求項3】

前記金属配線層は、線幅が  $10 \mu m$  以下である、請求項 1 または請求項 2 に記載の光学積層体。

【請求項 4】

前記無機カチオンは、アルカリ金属イオン又はアルカリ土類金属イオンである、請求項 1 ~ 請求項 3 のいずれか 1 項に記載の光学積層体。

【請求項 5】

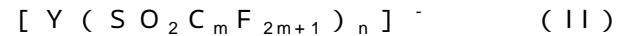
前記アルカリ金属イオンは、リチウムカチオン、カリウムカチオン又はナトリウムカチオンである、請求項 4 に記載の光学積層体。

【請求項 6】

前記アルカリ金属イオンは、カリウムカチオンである、請求項 4 に記載の光学積層体。

【請求項 7】

前記フッ素原子含有アニオンは、下記式(II) :



(式(II)中、Yは炭素原子又は窒素原子を表し、Yが炭素原子であるときnは3であり、Yが窒素原子であるときnは2であり、mは0~10の整数を表す。)

で表されるフッ素原子含有アニオンである、請求項 1 ~ 請求項 6 のいずれか 1 項に記載の光学積層体。

【請求項 8】

前記フッ素原子含有アニオンは、ビス(フルオロスルホニル)イミドアニオン又はビス(トリフルオロメタンスルホニル)イミドアニオンである、請求項 1 ~ 請求項 7 のいずれか 1 項に記載の光学積層体。

【請求項 9】

前記フッ素原子含有アニオンは、ビス(フルオロスルホニル)イミドアニオンである、請求項 1 ~ 請求項 8 のいずれか 1 項に記載の光学積層体。

【請求項 10】

前記(メタ)アクリル系樹脂(A)は、ホモポリマーのガラス転移温度が0未満であるアルキルアクリレート(a1)由来の構成単位、及びホモポリマーのガラス転移温度が0以上であるアルキルアクリレート(a2)由来の構成単位を含有する、請求項 1 ~ 請求項 9 のいずれか 1 項に記載の光学積層体。

【請求項 11】

前記(メタ)アクリル系樹脂(A)は、前記アルキルアクリレート(a2)由来の構成単位の含有量が、(メタ)アクリル系樹脂(A)を構成する全構成単位100重量部中、10重量部以上である、請求項 10 に記載の光学積層体。

【請求項 12】

前記アルキルアクリレート(a2)は、メチルアクリレートを含む、請求項 10 又は請求項 11 に記載の光学積層体。

【請求項 13】

前記(メタ)アクリル系樹脂(A)は、ヒドロキシル基を有する单量体由来の構成単位を含有する、請求項 1 ~ 請求項 12 のいずれか 1 項に記載の光学積層体。

【請求項 14】

前記(メタ)アクリル系樹脂(A)は、カルボキシル基を有する单量体由来の構成単位を実質的に含まない、請求項 1 ~ 請求項 13 のいずれか 1 項に記載の光学積層体。

【請求項 15】

前記粘着剤組成物は、トリアゾール系化合物、チアゾール系化合物、イミダゾール系化合物、イミダゾリン系化合物、キノリン系化合物、ピリジン系化合物、ピリミジン系化合物、インドール系化合物、アミン系化合物、ウレア系化合物、ナトリウムベンゾエート、ベンジルメルカプト系化合物、ジ - sec - ブチルスルフィド、及びジフェニルスルホキサイドからなる群より選択される防錆剤を実質的に含まない、請求項 1 ~ 請求項 14 のいずれか 1 項に記載の光学積層体。

【請求項 16】

前記金属層は、銅、銀、鉄、スズ、亜鉛、ニッケル、モリブデン、クロム、タングステン、鉛及びこれらから選択される2種以上の金属を含む合金からなる群より選択される1種以上を含む、請求項1～請求項15のいずれか1項に記載の光学積層体。

【請求項17】

前記金属層は、スパッタリングにより形成された層である、請求項1～請求項16のいずれか1項に記載の光学積層体。

【請求項18】

前記金属層は、厚みが3μm以下である、請求項1～請求項17のいずれか1項に記載の光学積層体。

【請求項19】

請求項1～請求項18のいずれか1項に記載の光学積層体を含む、液晶表示装置。

【請求項20】

(メタ)アクリル系樹脂(A)100重量部に対して、架橋剤を0.01～2.5重量部、シラン化合物(C)を0.01～10重量部、及び下記式(I)：



(式(I)中、M<sup>+</sup>は無機カチオンを表し、X<sup>-</sup>はフッ素原子含有アニオンを表す。)で表されるイオン性化合物(D)を0.2～8重量部含有する、金属層上に積層される粘着剤層の形成に用いられる、粘着剤組成物であり、前記金属層は金属配線層である、粘着剤組成物。

【請求項21】

光学フィルムと、当該光学フィルムの少なくとも一方の面上に積層される粘着剤層とを含み、前記粘着剤層を介して金属層上に貼合するための粘着剤層付光学フィルムであり、

前記金属層は、金属配線層であり、

前記粘着剤層は、(メタ)アクリル系樹脂(A)100重量部に対して、架橋剤を0.01～2.5重量部、シラン化合物(C)を0.01～10重量部、及び下記式(I)：



(式(I)中、M<sup>+</sup>は無機カチオンを表し、X<sup>-</sup>はフッ素原子含有アニオンを表す。)で表されるイオン性化合物(D)を0.2～8重量部含有する粘着剤組成物から形成される、粘着剤層付光学フィルム。